

## 8 幼児教育・保育の無償化

子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援するため、保育所等の利用料が令和元年10月1日から無償化されました。無償化の内容は以下のとおりです。

### (1) 保育料について

○対象児童（年齢は令和4年4月1日時点）

利用施設	対象児童
認可保育所	3歳～5歳児 0歳～2歳児（住民税非課税世帯）
認定こども園（保育所機能）	
地域型保育事業所	
認定こども園（幼稚園機能）	満3歳～5歳児

### (2) 給食費について

給食費には、主食費（ごはん・パン等の費用）と副食費（おかず、おやつ）があり各施設が定めた額を施設で徴収します。

○対象児童（年齢は令和4年4月1日時点）

**【認可保育所、認定こども園（保育所機能）、地域型保育事業所の0～2歳児】**

給食費（主食費・副食費）の徴収はありません。（保育料に含まれる）

**【認可保育所、認定こども園（保育所機能）、地域型保育事業所の3～5歳児】**

以下の条件に当てはまる場合は、副食費の徴収が免除されます。

- ① 住民税所得割額が57,699円以下の世帯
- ② 住民税所得割額が77,100円以下で、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障がい者を有する世帯（ひとり親等）
- ③ 同時就園のきょうだいから数えて3子目以降の児童

**【認定こども園（幼稚園機能）の児童】**

以下の条件に当てはまる場合は、副食費の徴収が免除されます。

- ① 住民税所得割額が77,100円以下の世帯
- ② 小学校3年生までのきょうだいから数えて3子目以降の児童

※保育料・副食費については、各月1日現在の認定を基に算定します。月途中の変更であっても日割りでの変更等はありません。

## 9 保育料

保育料は、階層区分、保育必要量及び世帯の状況に応じた額を決定します。階層区分は、住民税所得割額（保護者の住民税所得割額の合算）を基に判定します。

なお、幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児（令和4年4月1日時点の年齢）は、0円です。

### （1）令和4年度の保育料算定

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和3年度の住民税所得割額で算定 （令和2年中の所得）	令和4年度の住民税所得割額で算定 （令和3年中の所得）

※住民税所得割額が前年度と異なる場合、9月分から保育料が変更になる場合があります。

### （2）保育料（利用者負担）基準額表

#### 《ひとり親家庭の世帯等以外》

階層区分			0～2歳児		
			標準時間	短時間	
非課税	1	生活保護受給世帯	0円	0円	
	2	住民税非課税世帯	0円	0円	
住民税課税世帯	3	48,600円以下	17,000円	16,800円	
	4	1	54,600円未満	23,000円	22,600円
		2	60,600円未満	24,000円	23,600円
		3	66,600円未満	25,000円	24,600円
		4	72,600円未満	26,000円	25,600円
		5	78,600円未満	27,000円	26,600円
		6	84,600円未満	28,000円	27,600円
		7	90,600円未満	29,000円	28,600円
	8	97,000円未満	30,000円	29,600円	
	5	1	121,000円未満	34,000円	33,500円
		2	145,000円未満	38,000円	37,400円
		3	169,000円未満	42,000円	41,400円
	6	301,000円未満	46,000円	45,300円	
	7	397,000円未満	48,000円	47,200円	
8	397,000円以上	50,000円	49,200円		

#### 《ひとり親家庭の世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障がい者を有する世帯）》

階層区分		0～2歳児	
		標準時間	短時間
1	住民税非課税世帯	0円	0円
2	住民税所得割額 77,101円未満	8,000円	8,000円

※住民税所得割額が77,101円以上の世帯は、《ひとり親家庭の世帯等以外》の表の階層区分により保育料を決定します。

（備考）

○市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

○保育料のほか、給食費、制服代、通園バス代等の実費徴収が必要な場合があります。

○月の途中で利用を開始又は終了した場合は日割計算されます。